令和５年度集団指導

運営基準編（居宅系サービス）

川口市　福祉部　福祉監査課
指導第２係

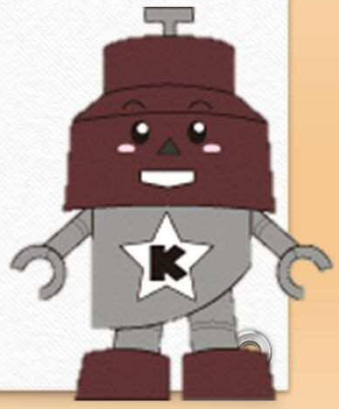

川口市のマスコット「きゅぽらん」

対象サービス

【居宅介護支援】

【居宅サービス（介護予防含む）】

短期入所生活（療養）介護、特定施設入居者生活介護を除く全サービス

【地域密着型サービス】

定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護

地域密着型通所介護、（介護予防）認知症対応型通所介護

この動画では、「訪問介護」「居宅介護支援」など、
居宅系サービスについて説明いたします。

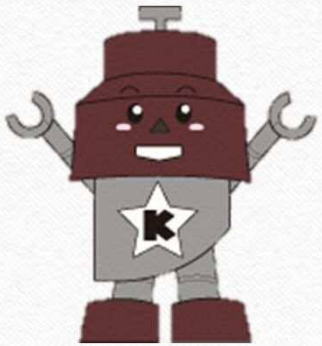

川口市のマスコット「きゅぽらん」

この動画の流れ

【運営規程・重要事項説明書等】（00：45～）
【利用料の受領・利用者負担・領収証】（05：40～）
【人員基準・勤務体制】（09：00～）
【感染症拡大防止】（18：15～）
【事故発生の防止】（23：10～）
【虐待の防止】（26：35～）
【居宅サービス計画】（35：20～）
【個別サービス計画】（40：00～）
【サービス提供記録】（45：00～）
【地域との連携等】（47：30～）
【動画の終わりに】（49：00～）

過去に多かった指導事項や、特に注意していただきたい点について、説明していきます。

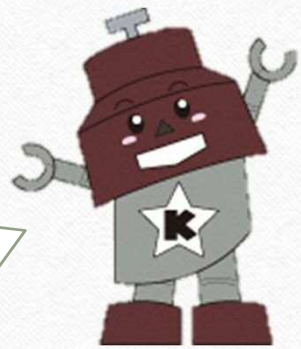

川口市のマスコット「きゅぽらん」

運営規程・重要事項説明書等

「**内容の不備**」、「**内容の不一致**」
がポイントになります。

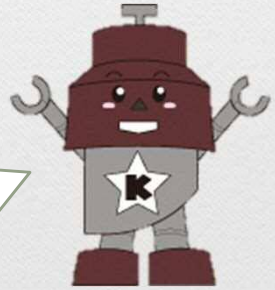

川口市のマスコット「きゅぽらん」

運営規程・重要事項説明書等について

その１　内容の不備

その１　内容の不備

【１】運営規程

営業日、営業時間、通常の事業の実施地域等、必要事項が記載されていない。

必要事項が記載されていても、改正前の内容のままという事例もありましたので、注意してください。

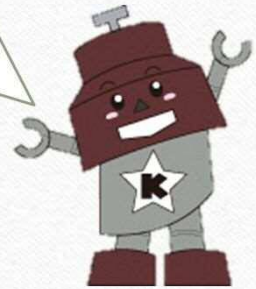

川口市のマスコット「きゅぽらん」

その１　内容の不備

【１】運営規程

営業日、営業時間、通常の事業の実施地域等、必要事項が記載されていない。

※令和３年度の制度改正により、人員について置くべきとされる員数を満たす範囲において「○人以上」という記載も可能になりました。

例えば、訪問介護においては、「訪問介護員　常勤換算２．５人以上」といった記載が可能です。

ただし、この場合、訪問介護事業所におけるサービス提供責任者など、利用者数で必要人員数が変化する職種については、**事業所において必要な数以上**とするよう注意してください。

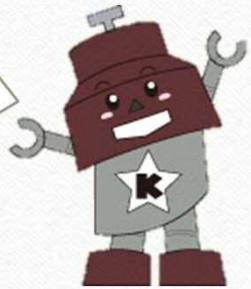

川口市のマスコット「きゅぽらん」

その１　内容の不備

【１】運営規程

営業日、営業時間、通常の事業の実施地域等、必要事項が記載されていない。

※「虐待の防止のための措置に関する事項」が必要事項に追加されました。
（経過措置により、令和６年３月３１日までは努力義務となっています。）

集団指導資料４１ページに、運営規程の参考様式を掲載しています。

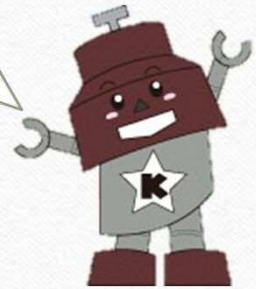

川口市のマスコット「きゅぽらん」

その１　内容の不備

【２】重要事項説明書

・第三者評価の実施状況が記載されていない

・利用者負担額について、３割負担の料金が記載されていない。

・サービス提供記録の保存期間が５年間になっていない。

第三者評価の実施状況の記載が必要なサービスは、
「訪問介護」、「通所介護」、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」、
「夜間対応型訪問介護」、「地域密着型通所介護」、「認知症対応型通所介護」
になります。

３割の記載の他、金額が間違っていたり、改正前の金額のままであることもあるので注意してください。

サービス提供記録の保存期間は、市の条例で「５年間」になります。

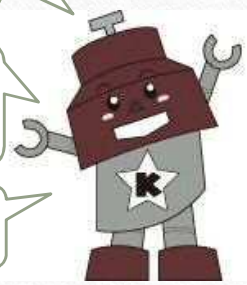

川口市のマスコット「きゅぽらん」

その１　内容の不備

【３】居宅介護支援のみ必須事項

以下の記載がない。

①　利用者が**複数の指定居宅サービス事業者等の紹介**を求めることができること。

②　利用者が**居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明**を求めることができること。

③　説明を行う日前６ヶ月間に事業所が作成したすべての居宅サービス計画における、**訪問介護・通所介護・地域密着型通所介護・福祉用具貸与の各サービスの利用割合**、４サービスについて、説明を行う日前６ヶ月間に事業所が作成した居宅サービス計画の内、同一の事業者がサービスを提供した割合（上位３位まで）

川口市のマスコット「きゅぽらん」

その１　内容の不備

①　利用者が**複数の指定居宅サービス事業者等の紹介**を求めることができること。

②　利用者が**居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明**を求めることができること。

③　説明を行う日前６ヶ月間に事業所が作成したすべての居宅サービス計画における、**訪問介護・通所介護・地域密着型通所介護・福祉用具貸与の各サービスの利用割合**、４サービスについて、説明を行う日前６ヶ月間に事業所が作成した居宅サービス計画の内、同一の事業者がサービスを提供した割合（上位３位まで）

③については、集団指導資料５ページに記載例がありますので、参考にしてください。

①・②・③全ての記載が必要です。
どれか１つでも記載されていない場合、「**運営基準減算**」となりますのでご注意ください。

川口市のマスコット「きゅぽらん」

運営規程・重要事項説明書等について

その２　内容の不一致

その２　内容の不一致

【運営規程と重要事項説明書、届出内容とで記載内容が一致していない。】

- 実態と記載内容が一致していない。
- 運営規程、重要事項説明書、契約書で記載内容が一致していない。

「営業日」、「サービス提供時間」、「通常の事業の実施地域」、「利用定員」等の相違が多数ありました。

「運営規程＝重要事項説明書＝届出内容＝実態」となるよう注意してください。

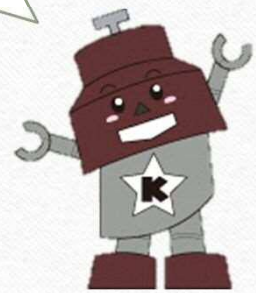

川口市のマスコット「きゅぽらん」

利用料の受領・利用者負担・領収証

「**医療費控除の記載**」
「**その他の日常生活費**」
がポイントになります。

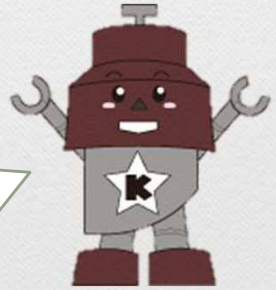

川口市のマスコット「きゅぽらん」

利用料の受領・利用者負担・領収証について

その１　医療費控除の記載

その１　医療費控除の記載

【１】　医療費控除の対象となる利用者の領収証に以下の２点を記載していない。

①　医療費控除対象額

②　居宅介護支援事業所等の名称

【例】　利用者：　川口　太郎
　　利用事業所：　訪問介護事業所Ａ　訪問看護事業所Ｂ

この場合、訪問介護事業所Ａの領収証にも、医療費控除対象額の記載が必要です。

なお、生活援助中心型は医療費控除の対象にはなりませんので注意してください。

訪問看護のほかに、

〇訪問リハビリテーション　〇通所リハビリテーション
〇居宅療養管理指導　〇短期入所療養介護

を併せて利用している場合に、医療費控除対象額の記載が必要になります。

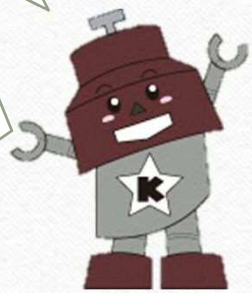

川口市のマスコット「きゅぽらん」

その１　医療費控除の記載

【１】　医療費控除の対象となる利用者の領収証に以下の２点を記載していない。

①　医療費控除対象額

②　居宅介護支援事業所等の名称

【２】　全ての利用者の領収証に、一律に医療費控除額を記載している。

「医療費控除」の対象とならない利用者についても、領収証に「医療費控除対象額」を記載しているケースが散見されました。

対象の利用者に交付する領収証にのみ、記載するよう注意してください。

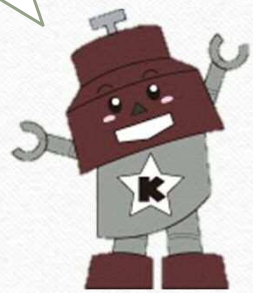

川口市のマスコット「きゅぽらん」

利用料の受領・利用者負担・領収証について

その２　その他の日常生活費

その２　その他の日常生活費

【１】　徴収できない費用を徴収している。

【２】　利用者が選択していることがわからない。

「その他の日常生活費」の徴収は、「利用者又はその家族の自由な選択」に基づいて「利用者又はその家族に事前に説明し同意を得る」ことが必要です。

「その他の日常生活費」の徴収についての同意書を交わすなど、利用者の自由な選択によることが分かるようにしてください。

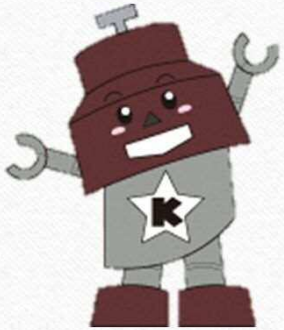

川口市のマスコット「きゅぽらん」

人員基準・勤務体制

「**人員基準**」、「**常勤・非常勤**」、
「**勤務・兼務関係**」、「**研修関係**」、
「**ハラスメント防止**」
がポイントになります。

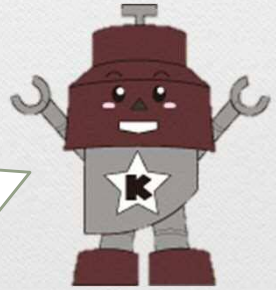

川口市のマスコット「きゅぽらん」

人員基準・勤務体制について

その１　人員基準

その１　人員基準

【必要な職種について、必要な人数を配置していない。】

指定基準でサービス種類別に定めている人員基準は、最低限の人員配置になります。必ず基準以上の人員を配置してください。

人員基準を下回っていた場合、「人員基準欠如減算」として介護報酬が減額される場合もありますので注意してください。

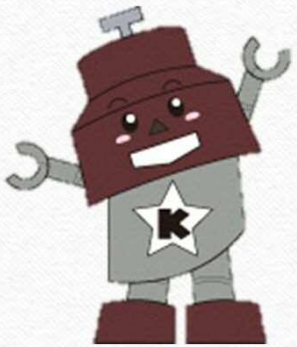

川口市のマスコット「きゅぽらん」

人員基準・勤務体制について

その２　常勤・非常勤

（例１）常勤の従業者が勤務すべき時間数が４０時間の場合（※有給休暇は考慮していません）

看護師A（施設・通所介護兼務）
採用：正規雇用
勤務時間：週40時間
（うち通所32時間）

→ 非常勤職員
常勤換算方法上の人員数
「０．８人」

通所介護「０．８人」
施設「０．２人」
となります。

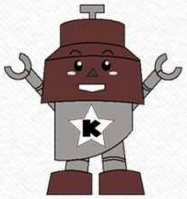

ヘルパーA
採用：非正規雇用
勤務時間：週40時間

→ 常勤職員
常勤換算方法上の人員数
「１．０人」

常勤換算法上の「常勤」は勤務時間に着目して判断します。

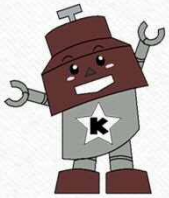

ヘルパーB
採用：正規雇用
勤務時間：週48時間

→ 常勤職員
常勤換算方法上の人員数
「１．０人」

（例２）常勤の従業者が勤務すべき時間数が24時間の場合（※有給休暇は考慮していません）

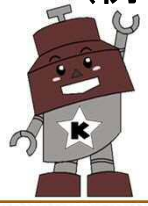

ヘルパーC
採用：正規雇用
勤務時間：週24時間

→ 非常勤職員
常勤換算方法上の人員数
「０．７５人」

週32時間を下回る場合は週32時間を基本とします。

川口市のマスコット「きゅぽらん」

人員基準・勤務体制について

その３　勤務・兼務関係

その３　勤務・兼務関係

【１】　非常勤職員との雇用契約期間が切れている。

契約内容について書面を交付していない。

契約期間１年の従業者で、
契約期間が切れたまま更新されていない従業者がいました。

介護サービスは、事業所の従業者によって提供されなければならず、
そのためには契約関係の有無が重要になります。

契約更新は忘れずに行ってください。

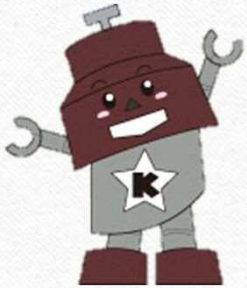

川口市のマスコット「きゅぽらん」

その３　勤務・兼務関係

【２】　兼務関係が明確になっていない。

毎月作成する勤務表では、兼務関係を明確にしてください。

特に、「併設事業所との兼務」、「看護職員と機能訓練指導員」の場合に明確になっていないことが多かったため注意してください。

兼務時間については、例えば「勤務時間のうち２時間」といった記載ではなく、「〇〇：〇〇～〇〇：〇〇」といったように、明確な時間帯を記載してください。

兼務関係は実績はもちろん、予定を立てる段階で明確にする必要があります。

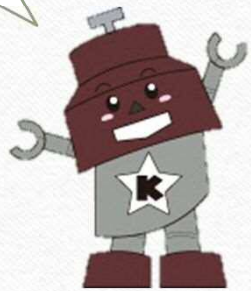

川口市のマスコット「きゅぽらん」

その３　勤務・兼務関係

【３】　管理者の勤務状況が確認できない。

管理者の勤務状況が確認できないことがありました。

法人の代表者や役員であっても、常勤換算に含めることができるのは、介護従事者としての勤務時間のみになります。

介護従事者としての勤務時間が確認できるよう、出勤簿やタイムカードを整備する必要があります。

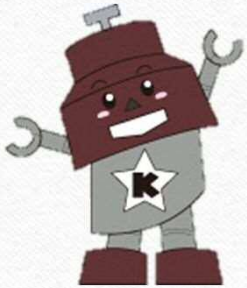

川口市のマスコット「きゅぽらん」

ここで問題です！

【○×クイズ】　勤務・兼務関係について

　介護職員を兼務している法人役員について、法人役員であるため出勤簿等をつけずに、介護職員の人員配置上、常勤換算１．０として計算した。

？　？　？　？　？

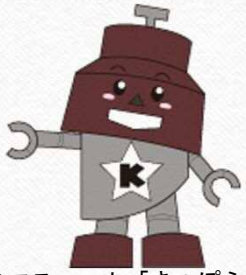

川口市のマスコット「きゅぽらん」

正解は！

×

事業所は、原則として月ごとに勤務表を作成し、常勤・非常勤や兼務関係等を明確にする必要があります。

たとえ法人の代表や役員であったとしても、介護職員の人員配置に含められるのは「介護職員として勤務した時間」のみのため、介護職員としての勤務時間について、勤務表やタイムカードで記録してください。

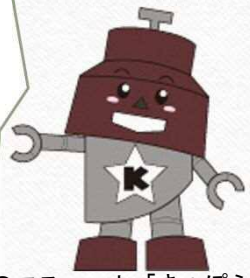

川口市のマスコット「きゅぽらん」

人員基準・勤務体制について

その４　研修関係

その４　研修関係

【１】　研修を実施していない。

【２】　実施した研修の記録がない。欠席者に対する情報共有を行っていない。

従業者が研修を受講した記録が残っていないことが多くありました。

研修を実施した際は、開催した記録だけでなく、必ず「受講した記録」も残すよう注意してください。

また、研修を欠席した従業者への対応についても、忘れずに記録してください。

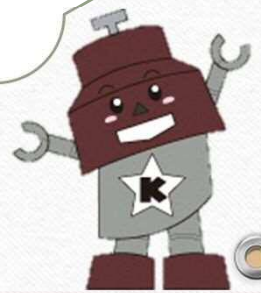

川口市のマスコット「きゅぽらん」

その４　研修関係

【２】　実施した研修の記録がない。欠席者に対する情報共有を行っていない。

※令和３年度の制度改正により、
医療・福祉関係の資格を有さない全ての従業者（新規採用者を含む）に対し、
「認知症介護基礎研修」受講のために必要な措置を講じることが義務付けられました。
（令和６年３月３１日までは努力義務）

新規採用の従業者は、採用後１年を経過するまでに受講してください。

（※令和６年３月３１日までは努力義務）

令和３年４月より制度化された研修	回数
業務継続計画に係る研修	年１回以上　＋　新規採用時
感染症および食中毒の予防及びまん延の防止のための研修	年１回以上　＋　新規採用時
虐待の防止のための研修	年１回以上　＋　新規採用時

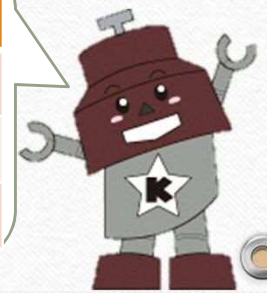

川口市のマスコット「きゅぽらん」

人員基準・勤務体制について

その５　ハラスメント防止

その5　ハラスメント防止

【ハラスメント防止のための必要な措置を講じていない。】

事業主には、職場におけるハラスメント防止のための雇用管理上の措置を講じることが義務付けられています。

中小企業についても、令和４年４月１日から義務化されていますので注意してください。

必要な措置については、事業主や従業者間でのハラスメントの他、利用者やその家族から受けるカスタマーハラスメントも含まれていることに注意してください。

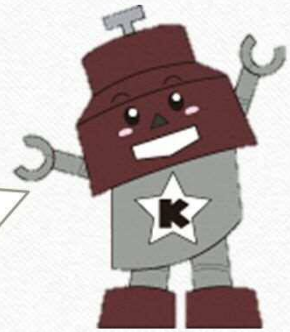

川口市のマスコット「きゅぽらん」

その５　ハラスメント防止

【１】事業主が講ずべき措置の具体的内容

特に留意すべき内容は以下のとおりです。

① 職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に周知・啓発すること。

② 相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談者への対応のための窓口をあらかじめ定め、労働者に周知すること。

【２】事業主が講じることが望ましい取り組みについて

例として以下のものが規定されています。

① 相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備

② 被害者への配慮のための取組（メンタルヘルス不調への相談対応、行為者に対して１人で対応させない等）

③ 被害防止のための取組（マニュアル作成や研修の実施等、業種・業態等の状況に応じた取組）

具体的なマニュアルや手引については、各種通知や厚生労働省のホームページ等に掲載されているため参考にしてください。

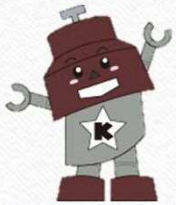

川口市のマスコット「きゅぽらん」

感染症拡大防止

「**衛生管理**」、
「**感染症の予防及びまん延しないように講ずべき措置**」
がポイントになります。

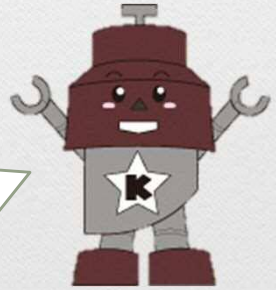

川口市のマスコット「きゅぽらん」

感染症拡大防止について

その１　衛生管理

その１　衛生管理

【１】　衛生管理が適切になされていない。（例）布タオルを共用している。

【２】　感染症の予防及びまん延しないように講ずべき措置が正しく行われていない。

布タオルを共同で使用することは、感染症発生・拡大の原因となる可能性があるため避けてください。

手洗い各所にペーパータオルを備えつけたり、利用者個人用のタオルを用意するなど工夫してください。

令和３年度から、居宅系サービスにおいても感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように講ずべき措置が必要になりました。
※　令和６年３月31日までは努力義務になります。

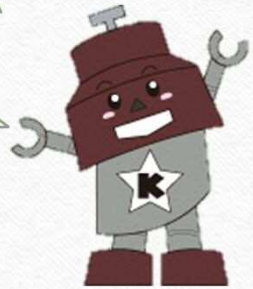

川口市のマスコット「きゅぽらん」

その１　衛生管理

【１】　衛生管理が適切になされていない。（例）布タオルを共用している。

【２】　感染症の予防及びまん延しないように講ずべき措置が正しく行われていない。

【３】　使い捨て手袋等を利用者に用意させている。

職員が感染源にならないようにすること、また職員を感染の危険から守るために、使い捨て手袋等の感染予防グッズは、利用者負担ではなく事業者負担で備えるようにしてください。

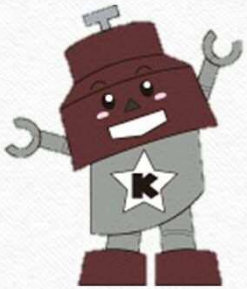

川口市のマスコット「きゅぽらん」

感染症拡大防止について

その２　感染症の予防及びまん延しないように講ずべき措置

ここで問題です！　【穴埋めクイズ】

感染症の予防及びまん延しないように講ずべき措置について
〇に入る数字をお答えください。

措　　置	内　　容
感染対策委員会	おおむね　〇　ヶ月に１回以上 ※　ただし、ケアマネージャー１名のみの事業所は、指針の整備によって委員会を開催しないことが可能。
指針	「平常時の対策」「発生時の対応」を規定
研修	年　〇　回以上に加え、新規採用時
訓練（シミュレーション）	年　〇　回以上

？　？　？　？　？

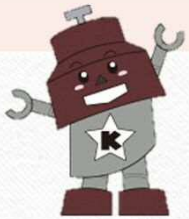

川口市のマスコット「きゅぽらん」

正解は！

【感染症の予防及びまん延しないように講ずべき措置】

措　　置	内　　容
感染対策委員会	おおむね６ヶ月に１回以上 ※　ただし、ケアマネージャー１名のみの事業所は、指針の整備によって委員会を開催しないことが可能。
指針	「平常時の対策」「発生時の対応」を規定
研修	年１回以上に加え、新規採用時
訓練（シミュレーション）	年１回以上

令和６年３月31日までは努力義務です。
しかし、経過措置期間であっても、より早期に取り組みを行うことが望ましいものであることに注意し、早めの対応をお願いします。

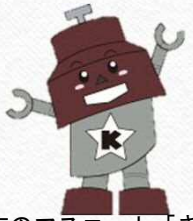

川口市のマスコット「きゅぽらん」

その２　感染症の予防及びまん延しないように講ずべき措置

【１】　感染対策委員会の開催

感染対策委員会は、概ね６ヶ月に１回以上開催してください。

ただし、居宅介護支援事業所では、従業者が１名のみの場合は、次の指針を整備することで、委員会を開催しないことも差し支えありません。

その場合は、指針の整備について、外部の専門家と連携することが望ましいです。

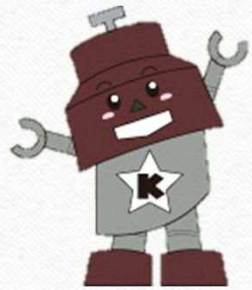

川口市のマスコット「きゅぽらん」

その２　感染症の予防及びまん延しないように講ずべき措置

【１】　感染対策委員会の開催

【２】　感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備

指針には、「平常時の対策」と「発生時の対応」を規定してください。

【平常時の対策】
事業所内の衛生管理（環境の整備等）、
ケアにかかる感染対策（手洗い、標準的な予防策）　等

【発生時の対応】
発生状況の把握、感染拡大の防止、
医療機関や保健所、市町村における事業所関係機関との連携、
行政等の報告、
発生時における事業所内の連絡体制や関係機関への連絡体制

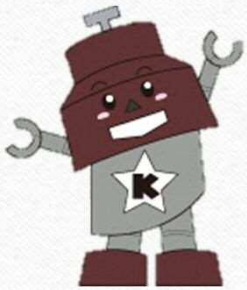

川口市のマスコット「きゅぽらん」

その２　感染症の予防及びまん延しないように講ずべき措置

【１】　感染対策委員会の開催

【２】　感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備

【３】　感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練の実施

研修は、年１回以上、定期的に開催するとともに、新規採用時にも研修を実施することが望ましいです。

また、研修を実施した際は、受講した記録も忘れずに残してください。

訓練は、年１回以上、定期的に開催してください。

訓練は机上でも可能ですが、机上と実地を適切に組み合わせながら実施することが適切です。

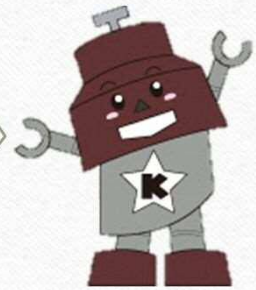

川口市のマスコット「きゅぽらん」

事故発生の防止

「**介護中の事故**」
がポイントになります。

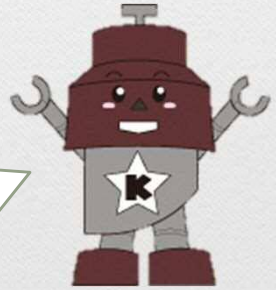

川口市のマスコット「きゅぽらん」

事故発生の防止について

その１　介護中の事故

その１　介護中の事故

【１】　事故が発生した場合に、事故の状況や処置、再発防止策等を記録するための様式が定められていない。

事故発生時に、事業所内及び関係機関へと速やかに報告できるよう、報告様式や連絡体制を整備しておいてください。

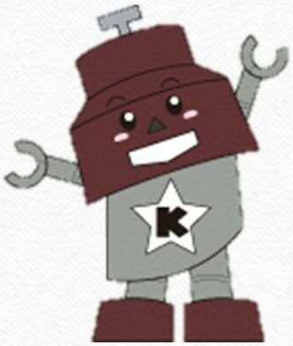

川口市のマスコット「きゅぽらん」

その１　介護中の事故

【１】　事故が発生した場合に、事故の状況や処置、再発防止策等を記録するための様式が定められていない。

【２】　入浴介助において安全確保を徹底していない。

入浴中は、少なくとも1人の職員が見守りを行う等、一時でも利用者から目を離さないことを徹底してください。

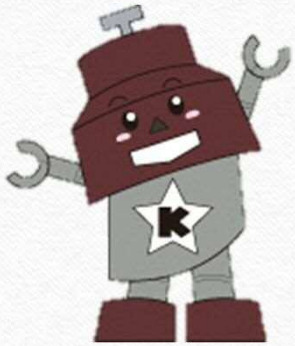

川口市のマスコット「きゅぽらん」

その１　介護中の事故

【１】　事故が発生した場合に、事故の状況や処置、再発防止策等を記録するための様式が定められていない。

【２】　入浴介助において安全確保を徹底していない。

【３】　自動車での移動や送迎時に事故が多い。

利用者宅への移動時、通所介護の送迎時等、自動車を使用する際は、安全運転を心がけてください。

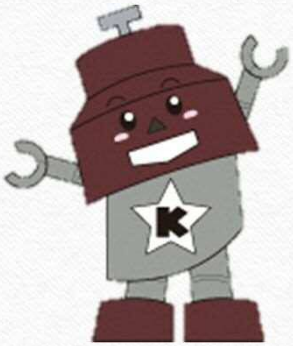

川口市のマスコット「きゅぽらん」

その１　介護中の事故

【入浴中の事故】

居宅サービスにおいても入浴介助中に死亡事故が発生しています。

① 入浴介助中は、一時でも利用者から目を離さない。

② 入浴介助に関する研修を行う等、入浴介助に関する習熟を図る。

③ 入浴介助に不慣れな従業者については、１人で入浴介助にあたらせない。

入浴介助の提供は、施設サービスに限ったものではありません。

居宅は、施設のように入浴設備が整っていないことも多く、事故発生の危険性に違いはありません。

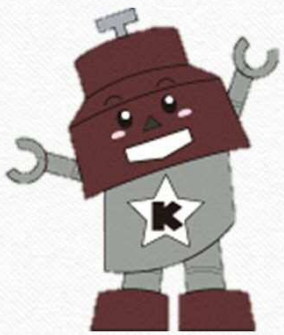

川口市のマスコット「きゅぽらん」

その１　介護中の事故

【入浴中の事故】

居宅サービスにおいても入浴介助中に死亡事故が発生しています。

① 入浴介助中は、一時でも利用者から目を離さない。

② 入浴介助に関する研修を行う等、入浴介助に関する習熟を図る。

③ 入浴介助に不慣れな従業者については、１人で入浴介助にあたらせない。

基準上、必須の研修ではありませんが、事故発生を防止するため、必要な措置を検討してください。

その他、入浴中に見守られることを嫌がる利用者については、見守りの代わりに会話を続ける等、安否確認のための代替手段を検討してください。

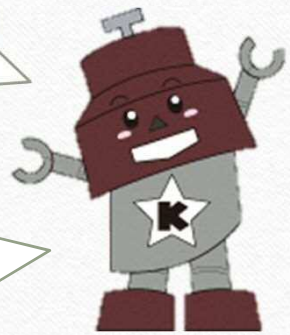

川口市のマスコット「きゅぽらん」

その１　介護中の事故について

【交通事故】

通所サービスにおいて、送迎中の交通事故によって、利用者が死亡する事故が発生しています。

送迎の時間に間に合わないような場合でも、焦って無理な運転をすることなく、交通ルールを守って安全運転を心がけてください。

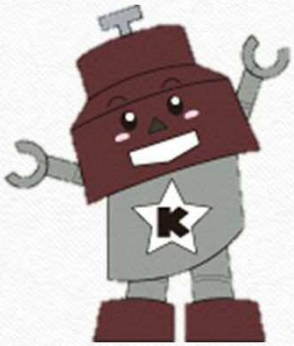

川口市のマスコット「きゅぽらん」

虐待の防止

「**虐待**」、
「**虐待の防止のための必要な措置**」
がポイントになります。

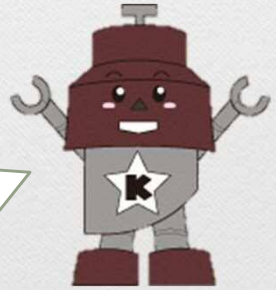

川口市のマスコット「きゅぽらん」

虐待の防止について

その１　虐待

その１　虐待

【１】　利用者に対する虐待にあたる行為が確認された。

【２】　虐待の防止に係る必要な措置を講じていない。

近年、従業者による利用者への虐待行為が増加しています。

従業者による虐待というと、施設での事例が挙げられることが多いですが、決して施設だけの問題ではありません。

令和３年度の制度改正により、全てのサービス種別で、虐待の防止に係る措置が義務付けられました。

研修等によって、正しい知識の定着、虐待の防止を徹底してください。

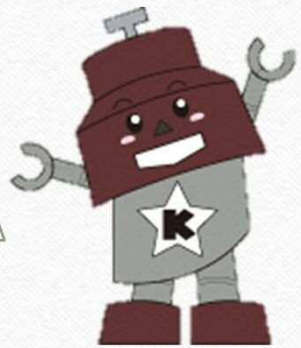

川口市のマスコット「きゅぽらん」

ここで問題です！

【選択クイズ】　虐待について

次のうち、虐待に該当する可能性のある行為はどれか。（複数選択可）

① おむつ替えの際に強い拒否があり、利用者から蹴られたため蹴り返す。
② 介助中に暴れたため、介助がしやすいようにサービス提供中のみ紐で縛る。
③ 計画に入浴介助が位置付けられているが、介助できる職員が少ないため入浴させない。
④ おむつ替えや着替えの際に動き回り、サービス提供に時間がかかってしまう利用者に対して、強い口調で動かないよう注意する。

？　？　？　？　？

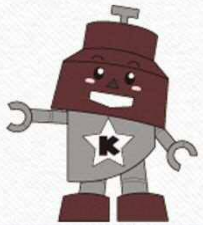

川口市のマスコット「きゅぽらん」

正解は！

①～④全て該当する可能性があります。

① 身体的虐待
② 身体的虐待
③ 介護・世話の放棄・放任
④ 心理的虐待

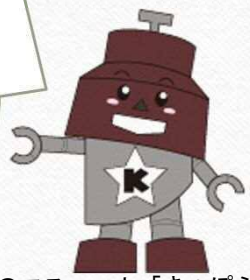

川口市のマスコット「きゅぽらん」

その１　虐待

【高齢者虐待防止法における高齢者虐待】

身体的虐待：高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

介護・世話の放棄・放任：高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を擁護すべき職務上の義務を著しく怠ること

心理的虐待：高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

性的虐待：高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。

経済的虐待：高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

虐待が起こる原因としては、教育や知識・介護技術の不足以外にも、ストレス、職場の風土・人間関係の悪化、介護者の健康面・精神面の不安定さ、人員不足等が挙げられます。

事業所として、研修の実施のみでなく、職員のストレス緩和や職場環境の改善等にも取り組んでください。

また、集団指導資料８８ページ「高齢者虐待を防ぐために」に虐待の具体的事例も記載されていますので併せて参考にしてください。

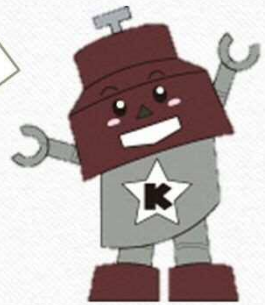

川口市のマスコット「きゅぽらん」

その１　虐待

【身体的虐待】：高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

① **暴力的行為**
- 平手打ちをする。つねる。殴る。蹴る。
- ぶつかって転ばせる。
- 刃物や器物で外傷を与える。
- 入浴時、熱い湯やシャワーをかけてやけどをさせる。
- 本人に向けて物を投げつけたりする。　など

② **本人の利益にならない強制による行為、代替方法を検討せずに高齢者を乱暴に扱う行為**
- 医学的診断や介護サービス計画等に位置づけられておらず、身体的苦痛や病状悪化を招く行為を強要する。
- 介護がしやすいように、職員の都合でベッド等へ抑えつける。
- 車椅子やベッド等から移動させる際に、必要以上に身体を高く持ち上げる。
- 食事の際に、職員の都合で、本人が拒否しているのに口に入れて食べさせる。　など

③ **「緊急やむを得ない」場合以外の身体拘束・抑制**

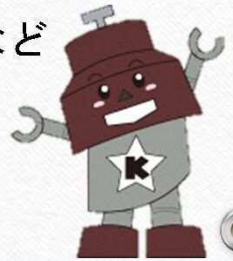

川口市のマスコット「きゅぽらん」

その１　虐待

【介護・世話の放棄・放任】：高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置
その他の高齢者を擁護すべき職務上の義務を著しく怠ること

① **必要とされる介護や世話を怠り、高齢者の生活環境・身体や精神状態を悪化させる行為**
- 入浴しておらず異臭がする、髪・ひげ・爪が伸び放題、汚れのひどい服や破れた服を着せている等、日常的に著しく不衛生な状態で生活させる。
- 褥瘡（床ずれ）ができるなど、体位の調整や栄養管理を怠る。
- おむつが汚れている状態を日常的に放置している。
- 健康状態の悪化をきたすほどに水分や栄養補給を怠る。
- 健康状態の悪化をきたすような環境（暑すぎる、寒すぎる等）に長時間置かせる。
- 室内にごみが放置されている、鼠やゴキブリがいるなど劣悪な環境に置かせる。　など

② **高齢者の状態に応じた治療や介護を怠ったり、医学的診断を無視した行為**
- 医療が必要な状況にも関わらず、受診させない。あるいは救急対応を行わない。
- 処方通りの服薬をさせない、副作用が生じているのに放置している、処方通りの治療食を食べさせない。など

③ **必要な用具の使用を限定し、高齢者の要望や行動を制限させる行為**
- ナースコール等を使用させない、手の届かないところに置く。
- 必要なめがね、義歯、補聴器等があっても使用させない。　など

④ **高齢者の権利を無視した行為又はその行為の放置**
- 他の利用者に暴力を振るう高齢者に対して、何ら予防的手立てをしていない。　など

⑤ **その他職務上の義務を著しく怠ること**

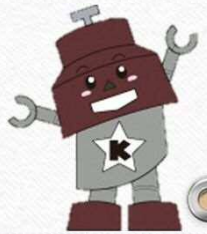

川口市のマスコット「きゅぽらん」

その１　虐待

【心理的虐待】：高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

① **威嚇的な発言、態度**
- 怒鳴る、罵る。
- 「ここ（施設・居宅）にいられなくしてやる」「追い出すぞ」などと言い脅す。　など

② **侮辱的な発言、態度**
- 排せつの失敗や食べこぼしなど老化現象やそれに伴う言動等を嘲笑する。
- 日常的にからかったり、「死ね」など侮蔑的なことを言う。
- 排せつ介助の際、「臭い」「汚い」などと言う。
- 子ども扱いするような呼称で呼ぶ。　など

③ **高齢者や家族の存在や行為を否定、無視するような発言、態度**
- 「意味もなくコールを押さないで」「なんでこんなことができないの」などと言う。
- 他の利用者に高齢者や家族の悪口等を言いふらす。
- 話しかけ、ナースコール等を無視する。
- 高齢者の大切にしているものを乱暴に扱う、壊す、捨てる。
- 高齢者がしたくてもできないことを当てつけにやってみせる（他の利用者にやらせる）。　など

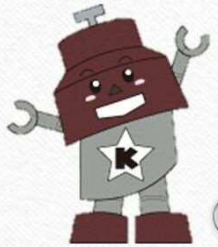

川口市のマスコット「きゅぽらん」

その１　虐待

【心理的虐待】：高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

④ **高齢者の意欲や自立心を低下させる行為**

・トイレを使用できるのに、職員の都合を優先し、本人の意思や状態を無視しておむつを使う。
・自分で食事ができるのに、職員の都合を優先し、本人の意思や状態を無視して食事の全介助をする。　など

⑤ **心理的に高齢者を不当に孤立させる行為**

・本人の家族に伝えてほしいという訴えを理由なく無視して伝えない。
・理由もなく住所録を取り上げるなど、外部との連絡を遮断する。
・面会者が訪れても、本人の意思や状態を無視して面会させない。　など

⑥ **その他**

・車椅子での移動介助の際に、速いスピードで走らせ恐怖感を与える。
・自分の信仰している宗教に加入するよう強制する。
・入所者の顔に落書きをして、それをカメラ等で撮影し他の職員に見せる。
・本人の意思に反した異性介助を繰り返す。
・浴室脱衣所で、異性の利用者を一緒に着替えさせたりする。　など

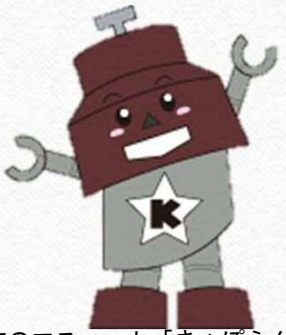

川口市のマスコット「きゅぽらん」

その１　虐待

【性的虐待】：高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。

○ **本人との間で合意が形成されていない、あらゆる形態の性的な行為又はその強要**

・性器等に接触したり、キス、性的行為を強要する。
・性的な話しを強要する（無理やり聞かせる、無理やり話させる）。
・わいせつな映像や写真をみせる。
・本人を裸にする、又はわいせつな行為をさせ、映像や写真に撮る。撮影したものを他人に見せる。
・排せつや着替えの介助がしやすいという目的で、下（上）半身を裸にしたり、下着のままで放置する。
・人前で排せつをさせたり、おむつ交換をしたりする。またその場面を見せないための配慮をしない。　など

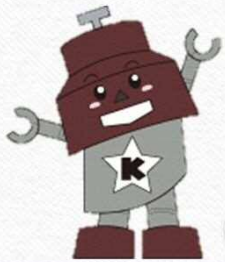

川口市のマスコット「きゅぽらん」

その１　虐待

【経済的虐待】：高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

○　**本人の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること**

・事業所に金銭を寄付・贈与するよう強要する。
・金銭・財産等の着服・窃盗等（高齢者のお金を盗む、無断で使う、処分する、無断流用する、おつりを渡さない）。
・立場を利用して、「お金を貸してほしい」と頼み、借りる。
・日常的に使用するお金を不当に制限する、生活に必要なお金を渡さない。など

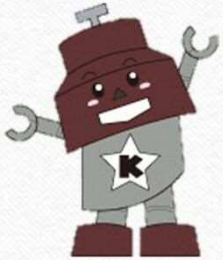

川口市のマスコット「きゅぽらん」

虐待の防止について

その２　虐待の防止のための必要な措置

その２　虐待の防止のための必要な措置

【１】　虐待の防止のための対策を検討する委員会（虐待防止検討委員会）の開催

【２】　虐待の防止のための指針の整備

【３】　虐待の防止のための従業者に対する研修の実施

【４】　虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者の設置

虐待の防止のための対策を検討する委員会は定期的に開催してください。

居宅介護支援事業所の従業者が１名のみの場合等においても、

法人内の複数事業所での合同開催や、関係機関等の協力を得て開催してください。

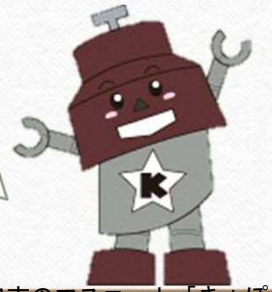

川口市のマスコット「きゅぽらん」

その２　虐待の防止のための必要な措置

【１】　虐待の防止のための対策を検討する委員会（虐待防止検討委員会）の開催

【２】　虐待の防止のための指針の整備

【３】　虐待の防止のための従業者に対する研修の実施

【４】　虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者の設置

記録及び必要な措置	実施内容
委員会の開催	虐待防止検討委員会を定期的に開催
指針の整備	虐待の防止のための指針の整備
研修の実施	定期的（年１回以上、新規採用時）に実施
担当者の設置	虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者の設置

当該義務付けは、令和６年３月31日までは努力義務とされていますが、経過措置の有無に関わらず早めの取り組みをお願いします。

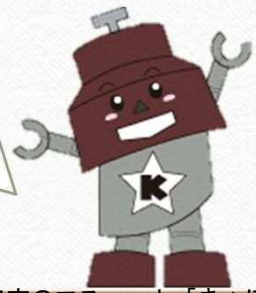

川口市のマスコット「きゅぽらん」

ここで問題です！

【選択クイズ】虐待の防止のための従業者に対する研修について

研修の実施について、①～④のなかで正しく説明しているものはどれでしょうか。

①年１回以上の実施及び新規採用時研修

②年１回以上の実施又は新規採用時研修

③年１回の実施

④年２回以上の実施

？　？　？　？　？

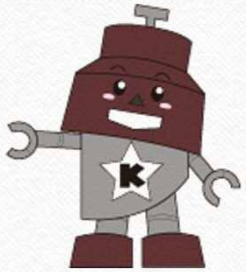

川口市のマスコット「きゅぽらん」

正解は！

①

虐待の防止のための従業者に対する研修について、定期的（年１回以上、新規採用時）に実施いただく必要があります。なお、虐待の防止のための必要な措置は令和６年３月31日までは努力義務とされています（経過措置）。早めの取り組みをお願いします。

記録及び必要な措置	実施内容
委員会の開催	虐待防止検討委員会を定期的に開催
指針の整備	虐待の防止のための指針の整備
研修の実施	定期的（年１回以上、新規採用時）に実施
担当者の設置	虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者の設置

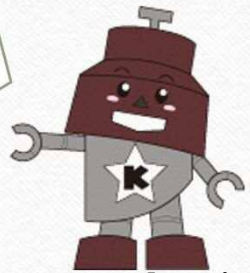

川口市のマスコット「きゅぽらん」

居宅サービス計画

「**計画作成**」、「**目標期間**」
がポイントになります。

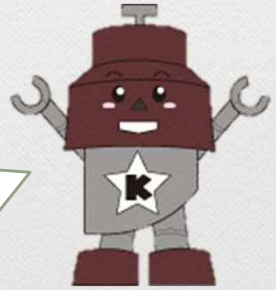

川口市のマスコット「きゅぽらん」

居宅サービス計画について

その１　計画作成

その１　計画作成

【１】　医療サービスを位置付けているが、主治医の指示を確認した記載がない。

【２】　福祉用具貸与、特定福祉用具販売を位置付けているが、サービス担当者会議を開催していない。

居宅サービス計画に医療サービスを位置付ける場合は、主治医の指示が必要です。

主治医の指示を確認した書類や、確認した経緯について、必ず記録に残してください。

福祉用具貸与、福祉用具販売を計画に位置付ける場合は、サービス担当者会議を開催したうえで、計画に福祉用具貸与や福祉用具販売が必要な理由を記載してください。

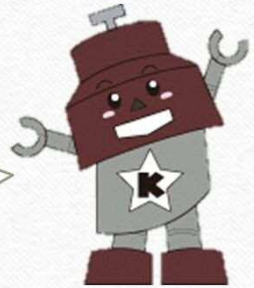

川口市のマスコット「きゅぽらん」

その１　計画作成

【３】　生活援助中心型の訪問介護を位置付けているが、算定理由やその他やむを得ない事情が確認できない。

【４】　サービス担当者会議の開催記録、会議内容についての記録が残っていない。

生活援助中心型の訪問介護を位置付ける場合は、「利用者が一人暮らしか又は家族等が障害、疾病のほか、障害、疾病が無い場合でも同様のやむを得ない事情により家事が困難」であることを記載しておくが必要です。

サービス担当者会議を開催した場合は、必ず開催した記録や、会議にて検討した内容について記録を残してください。
また、サービス担当者会議の開催が遅れている事例が散見されました。
指定居宅介護支援の具体的取扱方針に沿って会議を開催してください。

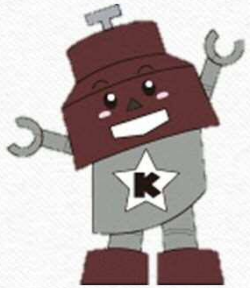

川口市のマスコット「きゅぽらん」

ここで問題です！

【○×クイズ】　サービス担当者会議について

　訪問介護、通所介護、福祉用具貸与を位置付けているケアプランについて、家族の介護負担を減らすために短期入所生活介護を追加で位置付ける必要がでてきた。

　利用者の状態については変化がなく、他のサービスについては計画内容に一切変更が無かったため、訪問介護、通所介護、福祉用具貸与の事業所はサービス担当者会議に招集しなかった。

？　？　？　？　？

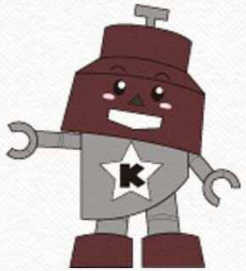

川口市のマスコット「きゅぽらん」

正解は！

×

　原則、サービス担当者会議には、ケアプランに位置付ける全ての居宅サービス事業者が参加する必要があります。
　ケアマネジャーは、新たに追加する事業者のみではなく、ケアプラン第２表に位置付ける全ての事業者を招集してください。

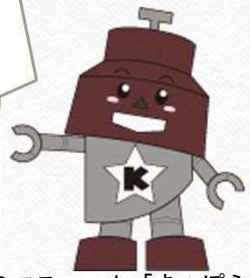

川口市のマスコット「きゅぽらん」

居宅サービス計画について

その２　目標の期間

その２　目標の期間

【短期目標の期間が正しく設定されていない】

短期目標の期間が長期目標と同一期間となっている事例が散見されました。

短期目標は、長期目標の達成のために踏むべき段階として設定するものになりますので、目標に応じた適切な期間を設定してください。

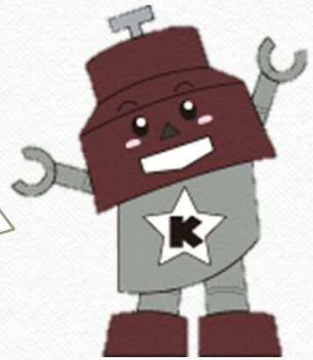

川口市のマスコット「きゅぽらん」

個別サービス計画

「**計画作成・変更**」、「**説明・同意**」、
「**内容不備**」
がポイントになります。

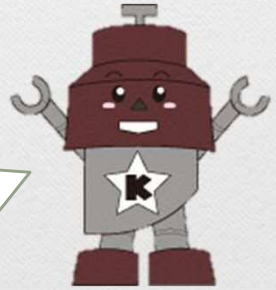

川口市のマスコット「きゅぽらん」

個別サービスについて

その１　計画作成・変更

その１　計画作成・変更

【１】　個別サービス計画の内容が、居宅サービス計画の内容に沿っていない。

【２】　居宅サービス計画を変更した利用者について、個別サービス計画を変更していない。

個別サービス計画は、居宅サービス計画に沿って作成されなければなりません。
そのため、居宅サービス計画が作成されている場合は、その内容と個別サービス計画の内容に齟齬がでないように注意してください。
個別サービス計画の後に居宅サービス計画が作成された場合は、個別サービス計画が居宅サービス計画に沿っているか確認してください。

居宅サービス計画の内容に沿って個別サービス計画を作成しなければならない以上、居宅サービス計画が変更された場合は、忘れずに個別サービス計画の見直しも行ってください。

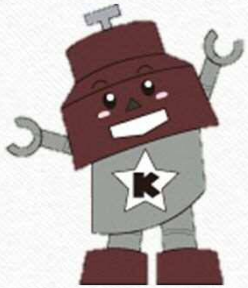

川口市のマスコット「きゅぽらん」

その１　計画作成・変更

【３】　居宅介護支援事業者から、最新の居宅サービス計画を受け取っていない。

【４】　サービス担当者会議に参加した記録が残っていない。

　居宅サービス計画の内容に沿って個別サービス計画を作成しなければならないということは、最新の居宅サービス計画が必要です。
　ケアマネジャーと連絡を取り合って、常に最新の居宅サービス計画を受け取ってください。
　ケアマネジャーも、各サービス事業者に対して、忘れずに最新の居宅サービス計画を渡してください。

　サービス担当者会議に参加した記録が残っていない事例が散見されました。
　「ケアマネジャーから送られてこない」ではなく、事業所としてもサービス担当者会議の記録を残すようにしてください。

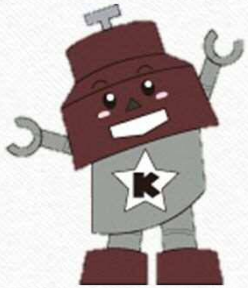

川口市のマスコット「きゅぽらん」

個別サービスについて

その２　説明・同意

その２　説明・同意

【１】　個別サービス計画の内容について、利用者から同意を得ていない。

【２】　個別サービス計画を利用者に交付していない。

サービス内容等への利用者の意向を反映する機会を保障するため、個別サービス計画の内容と目標等については、利用者本人や家族に理解しやすい方法で説明し、利用者の同意を得る必要があります。

また、計画作成後は、その計画を遅滞なく利用者に交付してください。

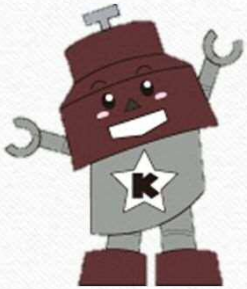

川口市のマスコット「きゅぽらん」

その２　説明・同意

【１】　個別サービス計画の内容について、利用者から同意を得ていない。

【２】　個別サービス計画を利用者に交付していない。

【３】　利用者・家族等への説明と同意が、計画作成から長期間経過している。

利用者・家族等に対する計画の説明と同意が、計画作成後から数ヵ月も経過していた事例がありました。

実際のサービス提供は、計画に基づいて行われるものですので、計画の説明と同意は、計画作成後、サービス提供開始前までに速やかに行ってください。

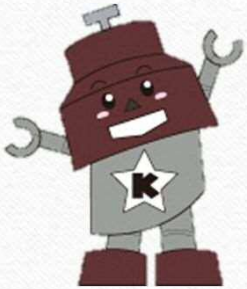

川口市のマスコット「きゅぽらん」

個別サービスについて

その３　内容不備

その３　内容不備

【個別サービス計画に必要事項が記載されていない】

個別サービス計画には、記載しなければならない項目があります。

特に以下の項目が記載されていないことが多かったので注意してください。

【訪問介護】　担当する訪問介護員等の氏名

【通所系サービス】　日程（曜日）、利用時間（開始時間及び終了時間）

加算算定に際して作成する計画についても、必要事項が記載されているか注意してください。

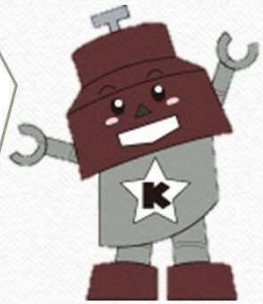

川口市のマスコット「きゅぽらん」

サービス提供記録

「**記録内容**」
がポイントになります。

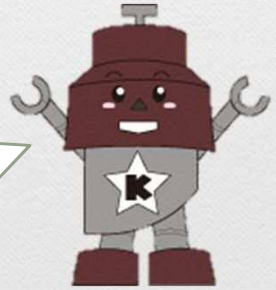

川口市のマスコット「きゅぽらん」

サービス提供記録について

記録内容

記録内容

【１】　具体的なサービス内容の記録が不十分である。

　サービス提供記録は、提供したサービス内容を証明する重要な書類です。

　サービスを提供した際には、提供日、サービス提供開始･終了時間、サービス内容、利用者の心身の状況、その他必要事項について書面等に記録する必要があります。

　通所系サービスについては、サービス提供の記録以外にも、運行記録簿等に個々の利用者名や、事業所の発着時間も記載してください。

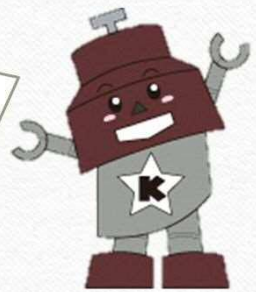

川口市のマスコット「きゅぽらん」

記録内容

【１】　具体的なサービス内容の記録が不十分である。

【２】　サービス提供記録が作成されていない。

　サービス提供記録は、介護報酬の請求の根拠にもなる重要な記録です。
　サービス提供記録がない場合、サービスを提供したと認められない可能性もありますので注意してください。

　サービス提供記録の保存期間は、市の条例で「５年間保存」となっています。
　また、利用者から申出があった場合は、文書等にて記録を提供する必要がありますので注意してください。

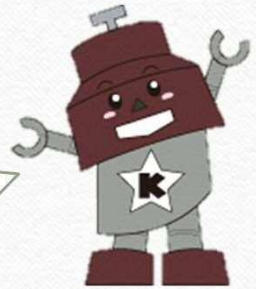

川口市のマスコット「きゅぽらん」

記録内容

※　「５年間保存」とは……

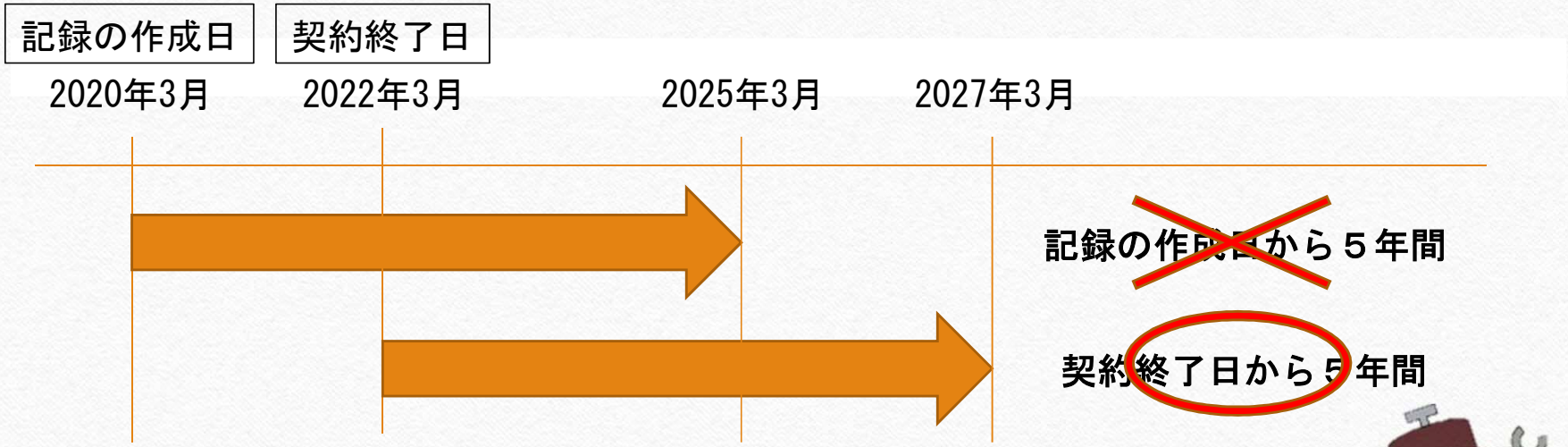

「その完結の日」とは、個々の利用者等につき、契約終了（契約の解約・解除、他の施設への　入所、入所者の死亡、入所者の自立等）により一連のサービスが終了した日を指すものです。

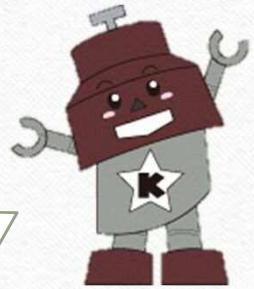

川口市のマスコット「きゅぽらん」

地域との連携等

「**運営推進会議**」
がポイントになります。

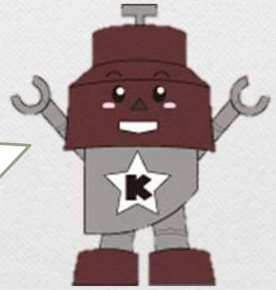

川口市のマスコット「きゅぽらん」

地域との連携について

運営推進会議

運営推進会議

【運営推進会議（介護・医療連携推進会議）を開催していない。】

※地域密着型サービスのみ（夜間対応型通所介護を除く）

おおむね６月に１回以上、運営推進会議（介護・医療連携推進会議）に活動状況を報告し、評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聞く機会を設けてください。

運営推進会議（介護・医療連携推進会議）を開催した際には、開催した記録及び会議内容の記録について、忘れずに残してください。

また、会議の際に評価を受けた記録が残っていない事例も散見されましたので注意してください。

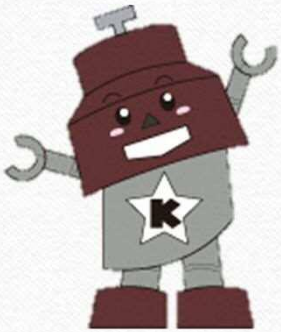

川口市のマスコット「きゅぽらん」

動画の終わりに

この動画では、事業所の運営について、過去に指導した点を中心に説明いたしました。

この動画で説明したこと以外にも、重要な点、注意が必要な点は多くあります。

条例や解釈通知に則って適切な運営を行い、今後もより良いサービス提供に努めてください。

また、集団指導資料には、介護保険課、長寿支援課、消防局、保健所、医療センター、埼玉労働局からの資料も掲載しておりますので、併せてご覧ください。

ご視聴ありがとうございました。

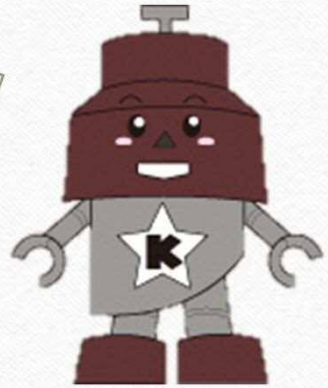

川口市のマスコット「きゅぽらん」